

## 奥只見湖遊覧船事業における新型コロナウイルス感染予防対策実施要領

本要領は、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、当社の旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策の基本事項を定めたものである。

緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などによりお客様の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間、当社の事業活動に用いられるべきものとして、現時点における具体的取り組みを整理したものです。

### 1. ターミナルにおける対策

- アルコール性手指消毒剤の設置
  - 1) 奥只見港（発券所窓口前）
  - 2) 銀山平港（発券所入口）
  - 3) 各船舶の乗船時、乗降口で船員が旅客一人一人を消毒剤を提供する
- 旅客に対する手洗い、手指消毒及び咳エチケット（マスク着用を含む）や会話を控えることの励行、アルコール性手指消毒剤の設置場所の周知徹底を図るため、以下の箇所に掲示物の掲示
  - 1) 奥只見港（発券所窓口）
  - 2) 銀山平港（発券所窓口）
  - 3) 各船舶
- 旅客と従業員が対面するターミナル内のカウンターや船内案内所等における飛沫感染防止のための仕切り（アクリル板・透明ビニールカーテン）の設置。
  - 1) 奥只見港（発券所窓口）に透明ビニールカーテン設置
  - 2) 銀山平港（発券所窓口）は、アクリル板設置済み。
- 発券所カウンター周辺において、お客様同士の一定距離（2メートルを目安）の確保。
  - ・口頭および掲示物による周知
- 発券所・待合所の換気（換気設備の適切な運転、可能な際の窓の開放等）。
  - 1) 発券所：一時間毎に窓を開放し換気する
  - 2) 待合所（奥只見港）：正面入り口シャーツターは常時開放、排煙窓を開放し、一時間毎に換気する  
(銀山平港)：入口・出口は常時開放、他の窓については一時間毎に開放し、換気する（気象条件により調整）
- 旅客の手が触れる場所（トイレ、テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、発券所カウンター、ベンチ、パンフレットスタンドなど）の清拭消毒（遊覧船出航後毎を目安に適

宜)。

・パンフレットスタンドは他人と共有するため、触れる回数を減らすよう掲示し周知する

- 感染予防の観点から、健康状態の優れないお客様の乗船を見合させて頂く告知を掲示する。
- お客様からの申出に基づき、非接触体温計による検温を実施する旨の告知を掲示する。
- 乗船名簿の記入を求める。
  - 1) ファミリー : 代表者の住所・氏名・連絡先（他：氏名・連絡先）
  - 2) 団体（添乗員付き） : 旅行会社名・氏名・連絡先
  - 3) 団体（添乗員なし） : 代表者の住所・氏名・連絡先

## 2. 船内における対策

船内では「三つの密」の回避の観点から、不特定多数の乗客が利用する場所において、以下の感染防止策を講じる。

- アルコール性手指消毒剤の設置
  - 1) おせ・しおり丸・新はっさき丸 : 各船舶乗降口に設置
  - 2) ファンタジア : 乗降口（右舷・左舷）・2F デッキ出入口）に設置
- 各船の営業運航開始前（お客様の乗船前）の一斉清拭消毒。
- 旅客の手が触れる場所（トイレ、テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、手すりなど）の定期的な清拭消毒
  - ・一航海毎に実施
- 船内・桟橋等における乗客間の一定距離（2メートルを目安に、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲の距離）の確保
  - ・船舶職員により口頭で周知
- 船内の換気（換気設備の適切な運転、可能な際の窓の開放等）
  - 1) おせ・しおり丸・新はっさき丸 : ①停泊時は可能な際の窓の開放  
②航行時は天候・室温に合わせ開放
  - 2) ファンタジア : ①停泊時は 1F 乗降口（左舷・右舷四箇所）・2F 船首窓（二箇所）  
・2F デッキ出入口・操舵室（右舷・左舷）  
②1F・2F の換気扇は常時運転  
③2F デッキ・船首扉は気象条件により調整
- 操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。また、業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に

清拭消毒を行う。

- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。

### 3. 従業員に対する感染防止対策

- 出勤前に従事者が実施した検温結果を聴取する。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認する。
- 上記より、体調の思わしくない者は直ちに帰宅・下船させ、自宅待機させ経過観察を行う。
- 従事者が勤務中に具合が悪くなった場合は、直ちに帰宅させ、自宅待機させ経過観察を行う。

(受診・相談の判断の目安)

- |  |
|--|
| ア 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 |
| イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合         |
| ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合            |
| エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合             |

- 通勤バスによる通勤に際しては、マスクの着用や咳エチケット、私語をしないこと等を徹底する。
- 乗務・接客中はマスクを着用することとし、特に密室内における必要な指示・連絡は最小限とし、乗客や他の従業員と可能な限り、2メートルを目安に距離を保ち、手洗い、手指消毒を徹底する。
- 石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置し、始業時・休憩後を含め、定期的かつ正しい方法での手洗い、手指消毒を徹底する。
- 朝礼などは、大人数が一度に集まらないようし、必要最小限の時間で行う。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。
- ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。旅客船内等においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。

- 部外者の立ち入り人数を必要最小限とし、熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。

※本要領については 2020 年 5 月 26 日現在の取り組みであり、これからの感染状況等により内容を変更する場合があります。

以 上